

鈴鹿市告示第102号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月16日

鈴鹿市長 末松 則子

| 特定子ども・子育て支援提供者の名称 | 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地 | 確認の辞退の年月日 | 子ども・子育て支援施設等の種類 |
|-------------------|---|-----------|-----------------|
| 三重ヤクルト販売株式会社 | 三重ヤクルト販売株式会社白子センター 保育ルーム「やくるとえん」 鈴鹿市江島町391 9番地 | 令和7年4月1日 | 認可外保育施設 |